

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	年金生活者支援給付金の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

品川区長

## 公表日

平成29年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(施行前)」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を年金生活者支援給付金の支給に関する事務にて取り扱う。以下、事務処理の工程。</p> <p>○前提として、年金生活者支援給付金を受けるには一定の所得制限があり、市区町村は日本年金機構へ所得情報の提供を行わなければならない。</p> <p>①支給対象者を確定するために、日本年金機構本部→国保中央会(国保連合会)→市区町村の順で支給対象候補者のデータが回付される。</p> <p>②国民年金システムにおいて、回付されたデータをバッチ処理にてシステム内データと突合し、回付されたデータに所得情報を収録する。</p> <p>③市区町村→国保中央会(国保連合会)→日本年金機構本部の順でデータを回付する。</p> <p>④日本年金機構本部は回付されたデータをもとに支給対象者を確定させ、支給対象者へ勸奨状を送付する。</p> <p>⑤勸奨状を本人が日本年金機構へ提出することで支給が決定する。</p> <p>ただし、老齢基礎年金のみ受給している対象者は区役所で勸奨状を受け、日本年金機構へ送付する。</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
所得情報提供ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1 項番95 および 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日号外法律第102号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区国保医療年金課
②所属長	三ッ橋 悦子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区 健康推進部 国保医療年金課 国民年金係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7.と同じ

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

